飯島町に専門家(建築士)を派遣しました! ~特定空家等の認定のための劣化調査への建築技術者の助言~

●相談内容

- **Q₁**「特定空家等の認定の際には、今後そうなることが予想されるものも対象とする とされています。建物の劣化について判断する目安はないでしょうか?」
- Q2「庇部分の瓦が落ちてきています。緊急的 に撤去する方法はないでしょうか?」
- **Q**₃「建物の倒壊の危険性を判断する場合、 どこで傾きを計測すればよいでしょうか?」



●相談状況

A₁ 建物の「棟」の部分が、「波打っている」又は「山型に折れている」又は「谷型 に反っている」等の形状の変化がある場合は、構造を支える材料に重大な損傷が



出ている可能性があります。棟のうねり、 変形を外部から目視で確認して、詳細な調 査が必要か判断するのも一つの方法です。

A2 原則的には、私有財産である建物になんらかの処置を行うのであれば、所有者の同意が必要となります。所有者不明等の空き家について、処置を行うのであれば、空家特措法に基づく手続きに沿って進めて行く必要があるため、緊急的に対応することは難しいです。



A₃ 1か所計測しただけでは建物はどちらに傾いているかわからないので、建物の四角の柱で、東西方向と南北方向の2方向で、合計8回計測することが必要です。

●今後の対応

建物の倒壊の危険性がないかどうか定期的に確認しつつ、空家特措法に基づき特 定空家等に認定することも視野に入れ、法的な対応についても検討していきたい。